

傷病者の搬送及び受入れの  
実施基準等に関する検討会  
作業部会資料

平成21年7月30日  
総務省消防庁救急企画室  
厚生労働省医政局指導課

## ○ 搬送・受入基準について

- ・ 地方では、都市部とは異なり医療機関の選択肢が限られている。ガイドラインは柔軟性のあるものでなければ機能しないのではないか。
- ・ 搬送・受入基準が機能するかは、医療機関側が対応できる体制を取れるかどうかによる。
- ・ 高頻度で発生する種々の疾患を扱う2次救急医療機関が弱くなってきたのが一つの問題。このことを念頭に受入れのあり方を考えるべきではないか。
- ・ 医療的なこととは別の理由で、受入れが難しい患者が発生していることを、整理して対策を考えていく必要がある。
- ・ 医療提供体制における慢性期の部分も含めた議論が必要となってくるのではないか。
- ・ 小児科・産婦人科などでは、医療機関リストが公表されることで、ウォークイン患者が増加することが推測され、救急搬送に支障を来す恐れがあるのではないか。
- ・ 精神障害を合併している場合について、どのような救急搬送体制を構築するのが重要。特に認知症患者の増加は、社会的に大きな課題。
- ・ 搬送困難な場合に、コーディネーターの役割は大きいのではないか。また、コーディネーターに情報が集約されて、その情報がいろいろな形で活用されるということが重要ではないか。

# 第1回「傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会」での主な意見(2)

## ○ 協議会について

- ・ メディカルコントロール協議会や救急対策協議会がすでに機能していることから、それぞれの協議会の議論を活かし、消防法改正に伴う「協議会」を運営すべきではないか。

## ○ 調査・分析について

- ・ 救急搬送については、搬送がうまくいかなかったケースだけがクローズアップされる傾向にあるが、成功した事案の分析を行い分析結果を共有することも、さらなる改善につながるのではないか。
- ・ 搬送体制を検証評価し、そして改善していくためには、消防側からのデータだけでは不十分であり、医療側からの、患者が判断や医療機関の選定が適切であったか等の情報をマッチングさせて、状況を調査していくことが必要ではないか。

## ○ 医療機関に対する支援について

- ・ 受入れ医療機関側に対する財政支援が重要。
- ・ 公立・公的医療機関だけでなく、一般の民間病院に対しても、各自治体を通して財政的に支援する体制を構築すべきではないか。

## ○ その他

- ・ 地域によって、医療資源や各種協議会のレベルが非常に様々であり、地域の実情に応じた基準を決めていかなければうまくいかないが、患者さんの状況をどう判断してどういった医療機関に搬送するのかというルールについては、とにかくしっかり作る必要がある。作業部会に期待する。

# 本作業部会の目的

---

- 1 消防法の改正により都道府県に義務づけられた、傷病者の搬送及び受入れの実施基準のガイドラインに関する具体的な検討
- 2 傷病者の搬送及び受入れに係る調査・分析の方法等、都道府県が設置する協議会の役割に関する検討

## 協議会

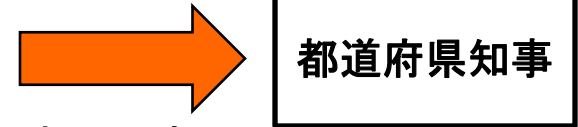
都道府県に設置

### ○ 構成メンバー

- ・ 消防機関の職員
- ・ 医療機関の管理者又はその指定する医師  
(救命救急センター長など)
- ・ 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者
- ・ 都道府県の職員
- ・ 学識経験者等(都道府県が必要と認める者)

### ○ 役割

- ・ 傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する協議
- ・ 実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に関する連絡調整(調査・分析など)



意見具申

- ・ 実施基準
- ・ 搬送・受入れの実施  
に関し必要な事項



協力要請

- ・ 資料提供
- ・ 意見表明

## 実施基準(ルール)

都道府県が策定・公表

- ① 傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われる医療機関のリスト
- ② 消防機関が傷病者の状況を確認し、①のリストの中から搬送先医療機関を選定するためのルール
- ③ 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するためのルール
- ④ 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において傷病者を受け入れる医療機関を確保するために、消防機関と医療機関との間で合意を形成するためのルール等

※都道府県の全区域又は医療提供体制の状況を考慮した区域ごとに定める。

総務大臣  
厚生労働大臣

情報提供  
等の援助

・医学的知見  
に基づく  
・医療計画と  
の調和

基準策定時  
に意見聴取

協議会

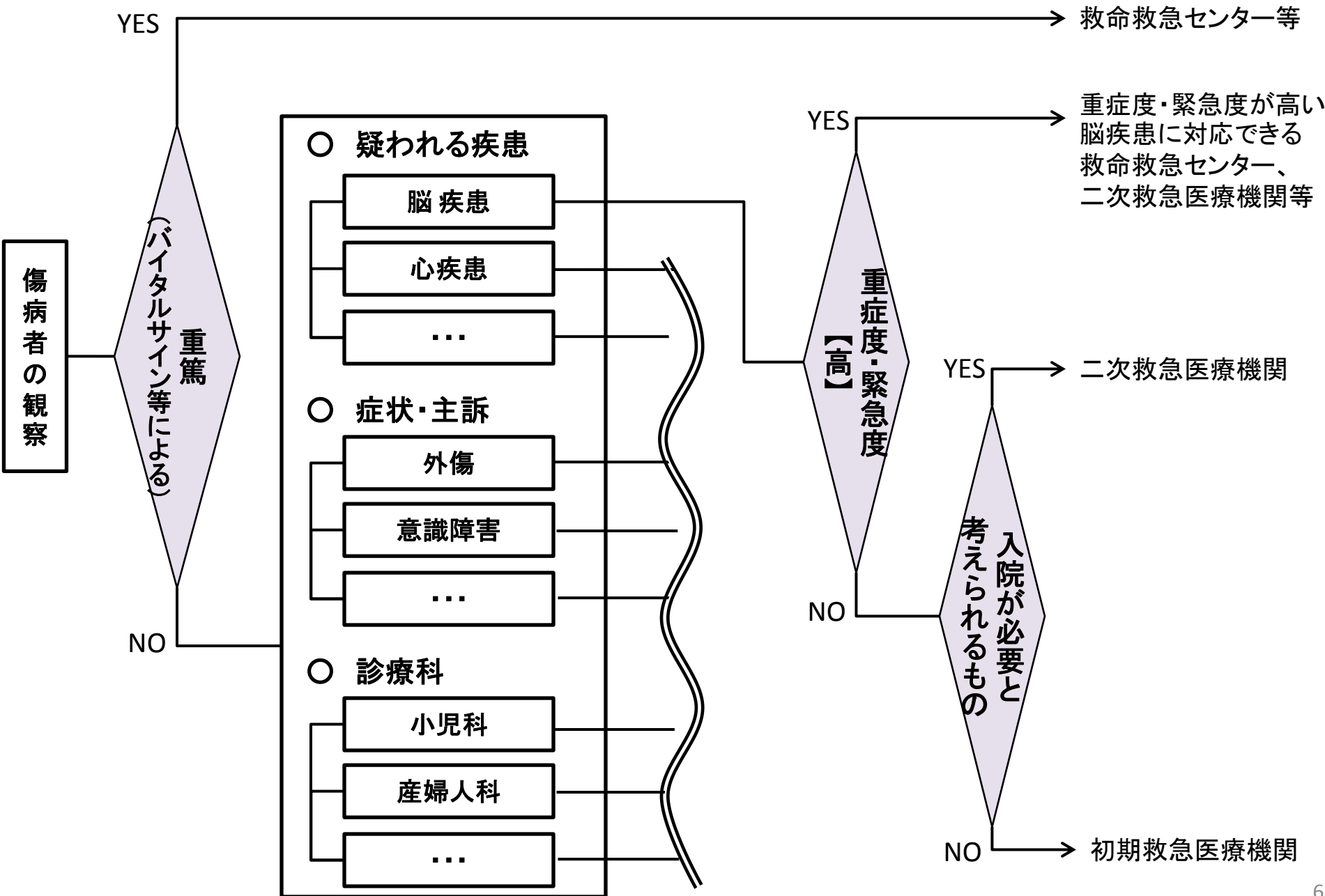
消防機関

搬送に当たり、  
実施基準を遵守

医療機関

受入りに当たり、  
実施基準の尊重に努める

# 傷病者の状況に応じた搬送先となる医療機関のリスト(イメージ)

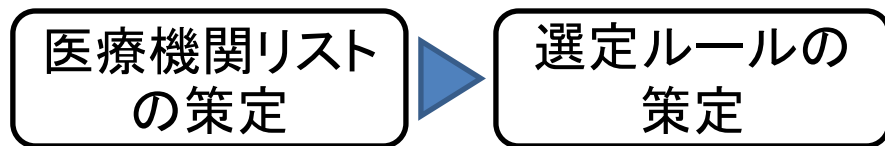


# 傷病者の状況に応じた搬送先となる医療機関のリスト(例)

傷病者の状況			医療機関のリスト	
重篤(バイタルサイン等による)			A救命救急センター、B救命救急センター	
重症度・緊急度【高】	疑われる疾患	脳疾患	急性期(発症後 〇〇時間)	B救命救急センター、D病院
			その他	C病院、D病院
		心疾患		A救命救急センター、E病院
		...		...
	症状・主訴	外傷	多発外傷	A救命救急センター、B救命救急センター
			その他	C病院
		意識障害		A救命救急センター、B救命救急センター、D病院
		...		...
	診療科	小児科		F病院、G病院
		産婦人科		Jセンター、K病院
...		...		

※ 上記の基準は例示であり、どの程度まで分類するかは地域の実情に応じて決定されるものである。





## ○ 医療機関リストの策定

- ・ 傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われる医療機関のリストを策定するにあたっての傷病者の状況に関する項目は、以下の考え方にに基づき設定してはどうか

(1) 緊急性

(2) 特殊性(小児、妊産婦等)

(3) 地域性(地域で必要な項目(搬送に時間を要している傷病等))

→ ガイドラインとして提示する分類項目を作業部会として設定

## ○ 医療機関の選定ルールの策定

- ・ 医療機関リストの中から、医療機関を選定するためのルールの策定(搬送時間、かかりつけの有無等)

